

令和 7 年度

大阪府立生野工業高等学校「いじめ防止基本方針」

いじめ防止委員会

第 1 章

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすことは人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ものづくりは人づくり」の教育理念のもと「人をいたわり、思いやりの心をもって行動する精神を育み、自分と他者を大切にできる人間の育成」を人権教育の基本方針に定め、人権教育を推進している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法

第 2 条)

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(いじめ防止対策推進法 第 2 条 3)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの重大事態

(1)いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法第 28 条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）

に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者 又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事

態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害（※１）が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（※２）学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（※１）自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など。

（※２）不登校の定義を踏まえ年間 30 日をめやす。

(2)いじめ重大事態発生時の対応について

重大事態が発生した場合は、法に基づいて地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する必要がある。学校は、重大事態への対応の重要性を改めて確認し、重大事態の疑いのある事案が生起した際には、速やかに教育庁へ報告・相談し、連携を図ることが大切である。

なお、不登校重大事態については、年間 30 日の欠席をめやすとするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その原因としていじめが考えられるような重大事態の疑いのある事案が生起した場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から教育庁に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合はよく教育庁と協議するなど、密に連携しながら丁寧に対応することが重要である。

4. いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、人権教育主担、生徒指導主事、特別支援委員長、各学年主任、工業科長（必要に応じて各学科代表）

(3) 役割

ア 未然防止

○いじめの未然防止のため、生徒のいじめを許さない心を醸成させ、いじめが起きにくい環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集、共有を行う役割

○いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みに関する情報があった場合には情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、

計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

5. 年間計画

大阪府立生野工業高等学校 いじめ防止年間計画			
	2年	3年	学校全体
4月	相談窓口の周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 生徒面談	相談窓口の周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 生徒面談	人権推進委員会会議（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 教職員人権研修①
5月		人権講話	PTA と人権教育推進委員会との懇談会
6月	「いじめ等アンケート」の実施 体育祭 SNS 講習会	「いじめ等アンケート」の実施 体育祭	アンケートの確認 いじめ防止委員会にてアンケート結果の報告
7月	保護者懇談会	保護者懇談会	
8月			教職員人権研修②
9月	「いじめについて考える日」	「いじめについて考える日」	「いじめについて考える日」
10月			
11月	「いじめ等アンケート」の実施 文化祭 薬物対策講習会 人権講話	「いじめ等アンケート」の実施 文化祭 薬物対策講習会 消費者講習会(SNS 講習会を含む)	アンケートの確認 いじめ防止委員会にてアンケート結果の報告
12月	保護者懇談会	保護者懇談会	PTA 人権講演会

			教職員人権研修③
1 月	「いじめ等アンケート」 の実施 学校教育自己診断	学校教育自己診断	アンケートの確認 いじめ防止委員会にて アンケート結果の報告 自己診断の回収
2 月			年間取組の検証
3 月			

6. 取組状況の把握と検証

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止委員会会議を、年度当初と各学期の終わりに年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、また、いじめ事案が発生した場合、その対処が適切であったかの検証を基に必要な応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、『誠実』を基盤に『勤勉』『創造』『自治』の校訓を体現できる工業技術者の育成のために「大阪府立生野工業高等学校『いじめ防止基本方針』」を策定し学校全体で取り組んでいく。

(1) 人権教育の充実

- ・生徒対象人権HR指導等、教職員対象人権講演会や人権学習会を実施し、人権啓発を図る。

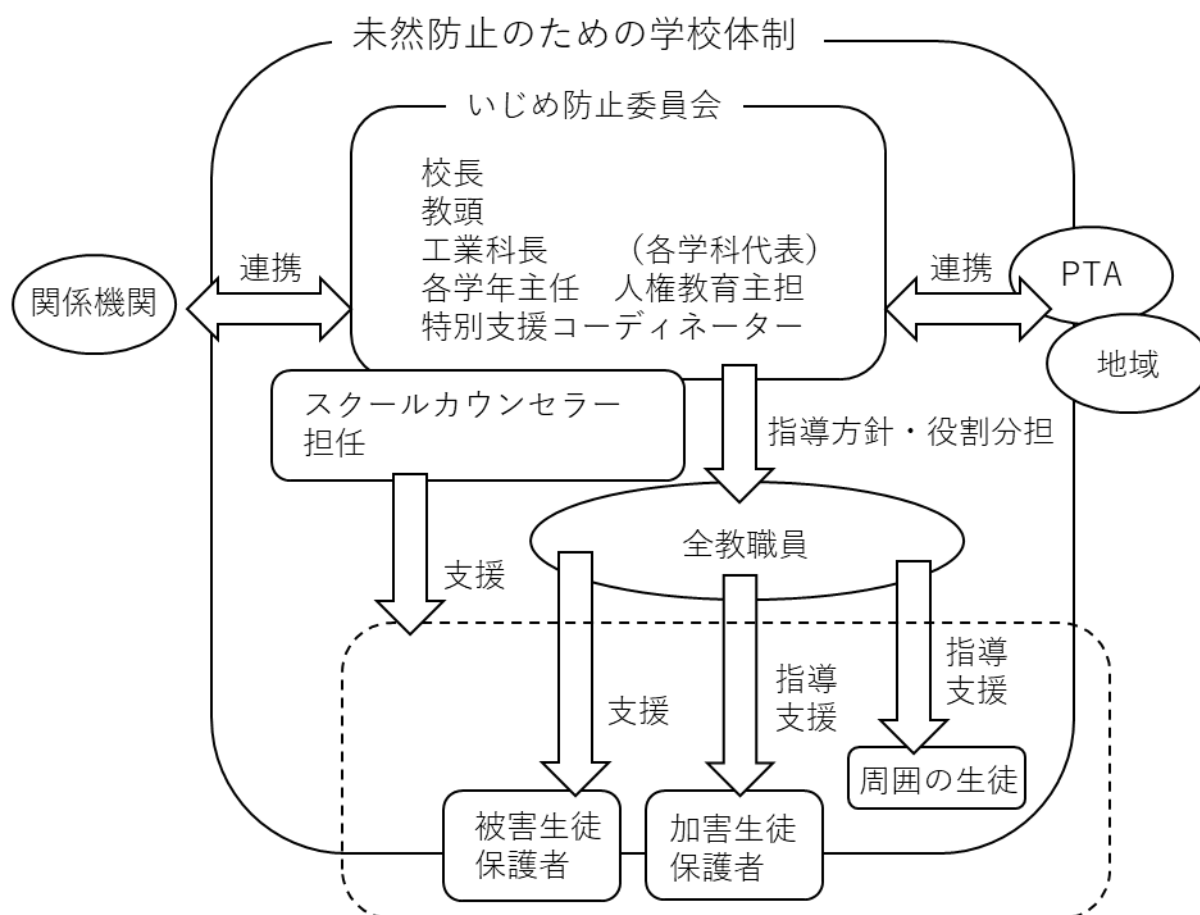
(2) 実習教育の充実

- ・工業実習は危険を伴うものもあり、生徒間または教員との協力が不可欠である。実習を通じお互いを理解しあい、協力して問題解決にあたる姿勢や態度、考え方を養う。

(3) 特別活動の充実

- ・生徒会活動、部活動、学校行事などを通じ、相互理解を図る。

いじめ対応プログラム



2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめや嫌がらせに対し早期対応を行えるよう、教職員研修の充実を図る。また職員会議や担任会等を通じて生徒情報の共有化に努める。生徒に対しては 3 年間を通じた人権 HR を計画的に実施する。1 年次には望ましい仲間づくりを目的に、2・3 年次には他者の痛みや感情を共感的に受容できることを目的に、また人権に関する知識・理解の促進を目的に実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、人権 HR だけでなく日常の授業や部活動指導においても適切な指導方法の確立を図る。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学級や部活動における生徒の人間関係を把握することや、ささいな表情の変化も見逃さない生徒観察を行うことを心がける。主体的学習態度を育成するために、「公開授業月間」の取組みや、授業アンケート等の取組みを推進する。生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、文化祭や体育祭など学校行事の活性化に努める。ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動への参加を奨励し、問題解決能力の向上と豊かな人間関係の育成を図る。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、具体的事案に基づいた事例研究や日常的な OJT による研修を充実させる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むため、生徒の活動の成果をしっかりと評価できるシステムを確立する。また、学校行事を可能な限り計画段階から生徒主体で進めるよう心掛ける。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、HR 活動や自治活動の充実を図る。互いを知り他者を尊重する姿勢を育むとともに、自己の存在価値を認め、円滑な人間関係を築くための機会とする。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 保健室を管理している図書・健康教育課と連携し、生徒の相談を受けやすい環境を構築する。さらにスクールカウンセラーとの個人面談を適宜実施する。各学級担任が始業前及び終業後のホームルーム等を活用し、生徒間の人間関係の把握に努め、個別生徒の表情の変化を的確にとらえることを心掛け、生徒の不安を払しょくさせる。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、個人懇談や PTA 活動を通して生徒の様子について情報交換する。また、学校運営協議会への意見書や学校評価に関するアンケート（学校教育自己診断）結果を活用する。ホームページや保護者へ配信するメールの充実を図り、積極的な情報公開に努める。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を構築し生徒情報の共有化を図るため、個人面談や家庭訪問等により日頃から話を傾聴することを心掛け、相互の信頼関係づくりに努める。さらに学校と PTA の共催による研修会を実施することで、共通の話題での意見交換を行う。
- (4) 学校評価に関するアンケート（学校教育自己診断）結果や学校運営協議会での意見を踏まえ、「いじめ防止」のための取組みが適切に機能しているかなどについて定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点に留意しつつ関係機関との連携を図り、必要な情報の提供や収集を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアを最優先事項として考える。また、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象によると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間とのつながり、教職員や保護者等の支援により、社会性の信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、（別添）「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) 嫌がらせが発見された場合やいじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、人権教育推進委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴取し、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、内容に齟齬がないよう、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒にも原因があるという考えを完全に払しょくさせ、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒の保護者の要望に対応できるよう努める。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、人権教育推進委員会が対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのために、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の気持ちになって自分の行動を振り返らせ、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業やホームルーム活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1)ネット上に不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生活指導課長、人権教育主担、当該担任、当該学年主任にて対応を協議し、関係生徒からの聴取の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2)書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3)情報モラル教育を進めるため、SNS講習会等を通じて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (4)学校・PTA 共催の人権研修や懇談会などを通じて、保護者に対し、ネット上のいじめについては大人の目に触れにくく、発見しにくいことへの理解を求め、情報収集の協力を願う。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1)いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

- (2)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、保護者抱える不安等についても相談を受ける。

(上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。)

第5章 その他

「いじめ未然防止」のための HR 活動及び教職員研修の企画・啓発活動・アンケート実施等については「人権教育推進委員会」が担当する。